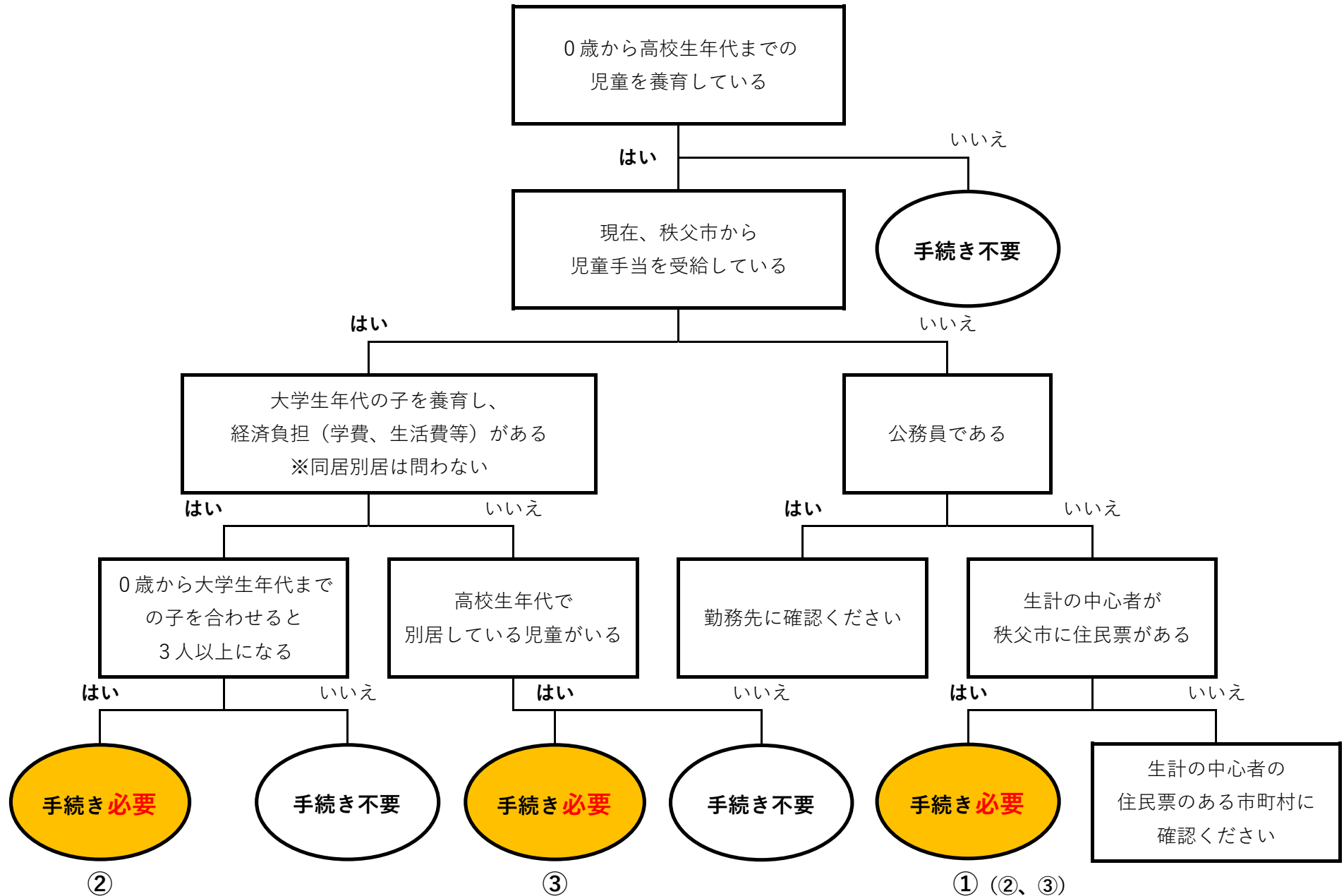


児童手当制度改正 フローチャート



※①…新規申請書、②…確認書（大学生年代用）、③…別居監護申立書

※高校生年代…15歳に達してから最初の4月1日～18歳に達してから最初の3月31日までの間にある児童（H18.4.2～H21.4.1までの間に生まれた子）

※大学生年代…18歳に達してから最初の4月1日～22歳に達してから最初の3月31日までの間にある児童（H14.4.2～H18.4.1までの間に生まれた子）